

## 水道事業給水条例及び公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

水道料金及び下水道使用料の算定・徴収方法について、現在、検針のない月に認定水量で事前徴収し、検針月に精算する毎月徴収としているところであるが、各種収納手数料などを節減し、経営の効率化を図ることを目的に、隔月の検針実績に基づく隔月徴収に改めるため、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

- ・水道料金の算定について定める水道事業給水条例第26条を、原則、隔月検針とするよう改める。
- ・水道料金の徴収方法について定める水道事業給水条例第29条及び下水道使用料の徴収について定める公共下水道条例第13条を、原則、隔月徴収とするよう改める。

### 3 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において水道部管理規程で定める日

### 4 経過措置

施行日前から継続している水道・公共下水道の使用で、施行日の前日までに算定された水道料金・下水道使用料については、従前の例による旨を規定する。

### 5 その他

水道法が改正され、水道整備・管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い、水道事業給水条例第5条第1項ただし書き中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める（施行期日は令和6年4月1日）。

新旧対照表

○江別市水道事業給水条例（昭和36年条例第9号）

（水道部総務課）

改正前	改正後
<p>（給水装置の新設等の申込み及び承認）</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめ水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、給水装置の修繕を行う場合において、当該修繕が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更又は管理者が別に定めるものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 略 （料金の算定）</p> <p>第26条 料金は、量水器を <u>        </u> 検針した日現在の使用水量により、<u>その日の属する月分</u> として算定する。</p> <p>2 <u>前項に規定する場合で、2月分以上を一括検針した場合</u>の使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。 （料金の徴収方法）</p> <p>第29条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認めた場合は、集金等の方法により徴収することができる。</p> <p>2 料金は、<u>毎月1月分の料金を徴収するものとし、管理者が必要と認めた場合は、随時又は2月分以上の料金を一括して徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>第26条第2項の規定により2月分以上を一括検針する場合の料金は、当該月分の使用水量を事前に管理者が認定して徴収するものとし、この場合、検針月において料金の過不足を精算するものとする。</u></p> <p>4 管理者は、臨時に水道を使用する場合又は水道の使用者から申出のあったときは、料金概算額を前納させることができる。この場合において、前納した料金概算額は、水道の使用を中止したとき又は管理者が必要と認めるときに精算し、過不足のあるときは、これを還付又は追徴する。</p>	<p>（給水装置の新設等の申込み及び承認）</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめ水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、給水装置の修繕を行う場合において、当該修繕が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更又は管理者が別に定めるものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 略 （料金の算定）</p> <p>第26条 料金は、量水器を <u>隔月に検針した日現在の使用水量により、検針した日の属する月及びその前月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時に検針し、検針した日の属する月分として算定することができる。</u></p> <p>2 <u>前項本文の規定により隔月に検針した場合</u>の使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。 （料金の徴収方法）</p> <p>第29条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認めた場合は、集金等の方法により徴収することができる。</p> <p>2 料金は、<u>隔月</u> 徴収するものとし、管理者が必要と認めた場合は、<u>毎月又は随時に</u> 徴収することができる。 （削る。）</p> <p>3 管理者は、臨時に水道を使用する場合又は水道の使用者から申出のあったときは、料金概算額を前納させることができる。この場合において、前納した料金概算額は、水道の使用を中止したとき又は管理者が必要と認めるときに精算し、過不足のあるときは、これを還付又は追徴する。</p>

新旧対照表

○江別市公共下水道条例（昭和42年条例第3号）

（水道部総務課）

改正前	改正後
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第13条 管理者は、公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認められた場合は集金等により徴収することができる。</p> <p>3 使用料は、毎月1月分の使用料を徴収するものとし、管理者が必要と認められた場合は、<u>随時又は2月分以上の使用料を一括徴収</u>することができる。</p> <p>4 <u>前項の規定により、2月分以上を一括徴収するものとし、この場合は、測定月において排出量を事前に管理者が認定して徴収するものとする。</u></p> <p>5 管理者は、公共下水道を一時使用する場合は使用者から申出のあったときは、使用料概算額を前納させることができる。ただし、使用者が公共下水道の使用を中止し、又は管理者が必要と認められたときは、当該概算額を精算し、過不足のあるときは、これを還付し、又は追徴する。</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第13条 管理者は、公共下水道の使用について使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認められた場合は集金等の方法により徴収することができる。</p> <p>3 使用料は、<u>隔月</u> 徴収するものとし、管理者が必要と認められた場合は、<u>毎月又は随時に徴収</u>（削る。）</p> <p>4 管理者は、公共下水道を一時使用する場合は使用者から申出のあったときは、使用料概算額を前納させることができる。ただし、使用者が公共下水道の使用を中止し、又は管理者が必要と認められたときは、当該概算額を精算し、過不足のあるときは、これを還付し、又は追徴する。</p>